# 富山市保育所等入所利用調整に関する基準

令和７年１１月１日施行

１　趣　旨

保育所等の入所について、施設等の受入れ可能数を超える申込みがあった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

２　優先順位について

（１）基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（点数の高い家庭を優先させる。）

（２）基準表で同点となる場合は、①～⑧の順に優先順位を判定する。ただし、保護者の居住地の小学校区域内に保育所等が存在しない場合は、③による判定を行わない。

| | |
|---|---|
| ① | 利用希望施設の希望順位（希望順位が高い者を優先させる。） |
| ② | 新規入所申込者を転所申込者より優先させる。 |
| ③ | 利用希望施設が、保護者の居住地の小学校区域内にある者を優先させる。 |
| ④ | 調整（加算・減算）項目の合計点数（点数の高い者を優先させる。） |
| ⑤ | 保育を必要とする事由の発生日（下表）を比較し、早い者を優先させる。 |
| ⑥ | 当該児童の出生順位（同一生計でない者は除外しカウントする。出生順位の低い児童を優先させる。（第１子より第２子を優先など）） |
| ⑦ | 未就学児童の多い世帯（同一生計でない者は除外しカウントする。より多子である方を優先させる。） |
| ⑧ | 経済状況（市民税課税所得金額の低い世帯を優先する。未申告者や転入者で課税資料未提出者は比較不能であるため、最も優先度を低く扱う。） |

| 認定要件 | 保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）（注） |
|---|---|
| 就労<br>（育児休暇明けを除く） | 就労日（但し、就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就労予定日 |
| 就労<br>（育児休暇明け） | 就労復帰予定日（但し、入所不承諾に伴い育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰予定日） |
| 妊娠・出産 | 支給認定期間初日 |
| 疾病・障害・介護 | 支給認定期間初日 |
| 就学 | 就学日（但し、就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就学予定日 |
| 災害復旧 | 支給認定期間初日 |
| 求職活動 | 支給認定期間初日 |

（注）転所申請においては、認定要件に関わらず、転所希望届出書に記載する転所を希望する月の初日を、保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）とする。なお、転所不承諾に伴い翌月以降の転所申込を継続して申請している場合は、当初の転所申請における保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）を以って判断する。

（３）生命又は身体に危害を及ぼす暴力や言動を受けており、緊急に児童の保護が必要と認められる場合など、児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合には、上記によらず保育所等の利用を認めることがある。

３　基準表　　別表のとおり

４　広域利用における取扱い

市外に居住する保育認定を受けた児童が本市に所在する特定教育・保育施設等を利用する場合については、本市に居住する児童の利用調整後、希望保育施設において児童の受入が可能な場合にのみ利用できるものとする。

但し、本市に所在する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として１日６時間以上かつ月２０日以上勤務又は勤務予定の職員の子どもについては、本市に居住する児童と同様に利用調整を行うものとする。

５　特別な対応を必要とする児童について

医療的ケア及びアレルギー対応など特別な対応を必要とする児童を受け入れるために必要な看護師・保育士・調理員の配置条件を満たすことができないなど、当該児童の安全に配慮した適切な保育を行うことが出来ない場合は、受け入れ出来ないことがあります。

# 基　準　表

1　基礎点数

| 番号 | 状況 | 細目 | 点数 | 父 | 母 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 就労<br>自営業<br>農業等 | ①月180時間以上就労（休憩を含み、超過勤務を除く。以下同じ） | 11 | | |
| | | ②月160時間以上180時間未満就労 | 10 | | |
| | | ③月140時間以上160時間未満就労 | 9 | | |
| | | ④月120時間以上140時間未満就労 | 8 | | |
| | | ⑤月100時間以上120時間未満就労 | 7 | | |
| | | ⑥月　80時間以上100時間未満就労 | 6 | | |
| | | ⑦月　80時間未満就労（月の実労働時間が64時間以上） | 5 | | |
| 2 | 内職（家庭内で賃仕事をしている者） | ①月180時間以上就労（実労働時間。以下同じ） | 10 | | |
| | | ②月160時間以上180時間未満就労 | 9 | | |
| | | ③月140時間以上160時間未満就労 | 8 | | |
| | | ④月120時間以上140時間未満就労 | 7 | | |
| | | ⑤月100時間以上120時間未満就労 | 6 | | |
| | | ⑥月　80時間以上100時間未満就労 | 5 | | |
| | | ⑦月　80時間未満就労（月の実労働時間が64時間以上） | 4 | | |
| 3 | 妊娠・出産 | 分娩・休養のため保育にあたることができない場合。<br>切迫流産・早産は「4疾病・負傷」の基準で判定する。 | | | |
| | | ①出産予定月の前々月から入所 | 10 | | |
| | | ②出産予定月の前月から入所 | 11 | | |
| | | ③出産予定月以降の入所 | 12 | | |
| | ※　母が妊娠・出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する。（父が求職中の場合を除く） | | | | |
| 4 | 疾病・負傷 | ①疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 | 11 | | |
| | | ②精神疾患の場合 | 10 | | |
| | | ③疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合 | 9 | | |
| | | ④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上の自宅での療養を指示されている場合 | 8 | | |
| 5 | 障害 | ①身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳（A・B）の交付を受けていて、保育が困難な場合 | 11 | | |
| | | ②身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合 | 10 | | |
| | | ③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合 | 8 | | |
| 6 | 同居親族の介護・看護 | ①病院等居宅外で介護・看護は、要する時間をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定 | － | | |
| | | ②居宅内で介護・看護は、要する時間をもとに「2 内職」の基準で判定 | － | | |
| 6’ | 別居親族の介護・看護 | 関係機関から支援要請がある場合のみとし、「6 同居親族の介護・看護」の基準で判定 | － | | |
| 7 | 災害復旧 | ①災害復旧に要する時間をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定 | － | | |
| 8 | 求職活動（起業準備を含む） | ①求職活動をしている場合（ひとり親家庭で、自立支援のため配慮を要する場合。同居祖父母無し10点、同居祖父母有り8点） | 10※<br>8※ | | |
| | | ②上記以外で求職活動をしている場合 | 3※ | | |
| | | ③起業準備は要する時間をもとに「2 内職」の基準で判定 | － | | |
| 9 | 学生、職業訓練等 | ①月の授業時間（休憩を含む）をもとに「1 就労、自営業、農業等」の基準で判定 | － | | |
| 10 | 虐待、DV | ①関係機関から支援要請がある場合 | 17※ | | |
| 11 | 育児休業 | ①育児休業に係る子ども以外の子どもの転所を希望する場合 | 1※ | | |

※については、調整項目による加算・減算は行わない。

2　調整（加算・減算）項目

| | 状況 | 点数 | 父 | 母 |
|---|---|---|---|---|
| a | ひとり親世帯 | 2 | | |
| b | 生活保護世帯 | 2 | | |
| c | 市内に所在する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として勤務又は勤務予定の職員である。 | 4 | | |
| d | 既に兄弟姉妹（1号認定又は幼稚園利用）が入所している市内の施設への入所・転所希望。但し、兄弟姉妹が同施設で2号認定の申請をしている場合に限る。 ※e・fを優先し、e・fとの重複加算はしない。 | 3 | | |
| e | 既に兄弟姉妹（2・3号認定児童に限る）が入所又は入所決定している市内の施設への入所希望。但し、兄弟姉妹が入所希望月に在籍していることを条件とする。 | 4 | | |
| f | 1か月以上兄弟姉妹が別々の施設に入所（2・3号認定児童に限る）している世帯において、兄弟姉妹が市内の同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合。 ※fを優先し、eとの重複加算はしない。 | 5 | | |
| g | 就労で施設利用していたが、育児休暇取得のため退所若しくは認定こども園において2号から1号に変更していた場合。（保護者が育児休暇明けの場合のみ加算対象とする。また、同時入所希望の子も加算対象とする。） | 4 | | |
| h | 認定こども園に入所している子どもが1号から2号に認定区分変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合　※gを優先し、gとの重複加算はしない。 | 1 | | |
| i | 兄弟姉妹3人以上の新規同時申込み（転所は除く） ※iを優先し、jとの重複加算はしない。 | 2 | | |
| j | 双子の新規同時申込み（転所は除く） | 1 | | |
| k | 転所申請で、転居、転勤・転職等著しく通所が困難になる理由が無い場合。なお、4月転所は減点しない。<br>（※d・fに該当する場合はこの項目の対象外とする。） | -2 | | |
| l | 保護者のいずれかが単身赴任している場合（県外の居住に限る） | 1 | | |

父母のうち、低い点数をもって利用調整を行う。（妊娠・出産以外）

| 合計 | | |
|---|---|---|

# 児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合

平成２９年１１月１日　　施行
平成３０年３月１日　一部改正
令和４年１１月１日　一部改正
令和６年１１月１日　一部改正

富山市保育所等入所利用調整に関する基準第２項第３号における児童福祉の観点から市長が特に必要と認める場合は次に定めるものとする。

(1) 保護者又はその配偶者等から、生命又は身体に危害を及ぼす暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けており、緊急に保護が必要であると認める場合

(3) 兄弟姉妹が異なる特定教育・保育施設に入所（2・3号認定児童に限る）しており、新年度入所の申込み時に、兄弟姉妹が富山市内の同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合

(4) 認可保育施設の閉鎖、保育事業の中止等により他の保育施設等への入所を希望する場合